沖縄県立嘉手納高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～

沖縄県立嘉手納高等学校

平成27年4月1日　　施行
平成28年4月1日　改正・施行
令和２年４月１日　改正・施行
令和３年４月１日　改正・施行
令和４年４月１日　改正・施行
令和６年４月１日　改正・施行

嘉手納高等学校「いじめ防止基本方針」

１．いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

２．いじめの認知と対応についての考え方

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた生徒の立場**に立っておこなう。

②いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときの、いじめられた生徒本人や周囲の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり**「心身の苦痛を感じているもの」がすべていじめと認知されるものとは限らない**ことに留意する。

③インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するもののものとする。

④いじめられた生徒の立場に立って「いじめに該当する」と判断した場合にも、**その全てが厳しい指導を要するとは限らない**ことに留意する。

⑤いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。

⑥具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別紙資料に例示する。

３．いじめ未然防止対策

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

（１）いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。

（２）すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。

（３）いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そのため、アンケートの実施等により、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。

（４）校内研修を充実させ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。

（５）人権尊重意識の高揚に向けた取り組み及び情報モラル教育の充実に努める。

（６）いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

４．学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

（１）学級経営の充実（学級担任）

○生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
○基本的生活習慣を確立するための指導を行う。
○学校や学級の決まりを守れる生徒の育成する継続的指導を行う。

（２）授業中における生徒指導の充実（教科担任）

○「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し生徒たちの学習保障を行う。
○「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
○授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

（３）学校行事や生徒会活動を通した倫理観や道徳観の育成（特別活動）

○生徒達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
○部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
○エイズ講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

（４）家庭や地域との連携強化

○ＰＴＡ執行部会や保護者会、学校評議員会、学校保健委員会等において、いじめの実態や状況等について情報の発信や収集を行う。
○ＨＰ・メールを通して、各家庭への情報発信を行う。

５．いじめ問題に取り組む組織体制

いじめ対策委員会

（１）校内委員会：校長、教頭、生徒支援主任、各学年主任、教育相談担当、その他（養護教諭、当該学級担任および部活動顧問等）
※事案に応じて柔軟な編成

（２）外部委員会：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー

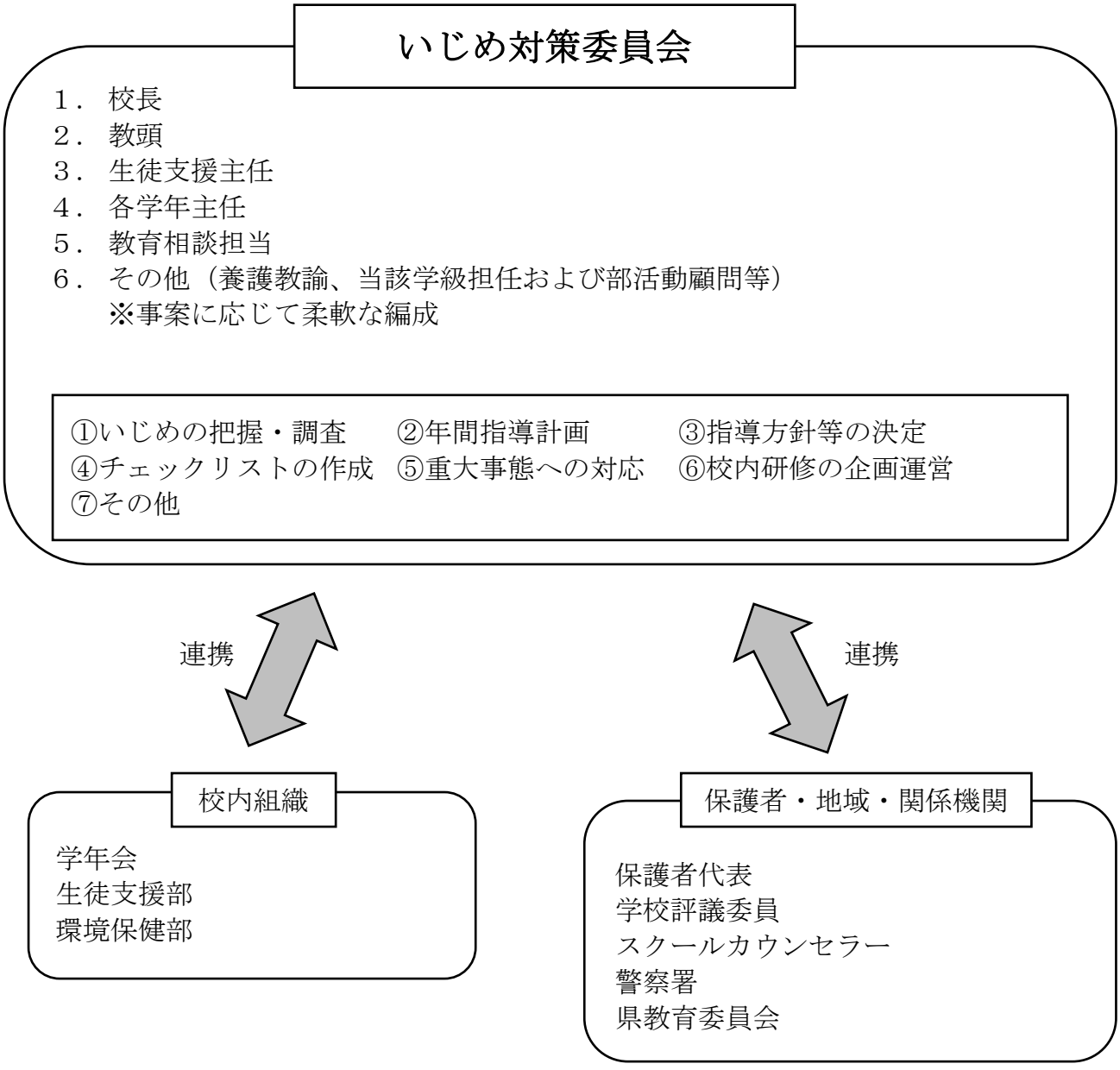

６.「いじめの早期発見」について

（１）教職員による観察や情報交換

〇日頃のホームルーム活動や授業、部活動において生徒の様子を観察する。
〇生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。
〇生徒からの緊急を要する情報は、関係職員と共有する。
〇教師用「いじめ早期発見チェックリスト」を活用する。(別紙資料①)

（２）教育相談体制の整備（情報収集）

〇いじめに関するアンケートを年４回実施する。(別紙資料③)
〇教育相談室や保健室でのカウンセリング体制を整備する。
〇生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

７　「いじめに対する措置」について

関係する生徒・保護者への対応

（１）いじめを受けている生徒に対して

〇つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。
〇具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

（２）いじめを受けている生徒の保護者に対して

〇いじめの事実を正確に伝える。
〇いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
〇家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

（３）いじめている生徒に対して

〇教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
〇いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。
〇心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。

（４）いじめている生徒の保護者に対して

〇いじめの事実を正確に伝える。
〇保護者の心情の理解に努める。
〇生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

（５）いじめを傍観している生徒に対して

〇教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
〇いじめを傍観している背景や理由とともに、不満・不安等の訴えを十分に聞く。
〇傍観という行為自体に意味について理解させる。

（６）いじめを傍観している生徒の保護者に対して。

〇いじめ傍観の事実を正確に伝える。
〇保護者の心情の理解に努める。

○生徒の立ち直りに向けた具体的な助言をおこない、協力を得る。

８．保護者・関係機関との連携

（１）いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
（２）保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
（３）ＰＴＡ総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
（４）警察等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

９．外部関係機関との連携・相談

（１）地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
（２）地域における生徒の様子が聴けるよう、地域の自治会等と連携する。

１０．いじめの態様と対応の目安

～抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段　階	態　　様	学校の対応
PHASE I （初期段階） 段階 ・軽微ないじめ	①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 ②軽くぶたれる。　③ケンカを強要される。 ④物を借りて返さない。 ⑤物をぶつけられる。　⑥いじられ役になる。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑧写真をネットに勝手に掲載される。 等	校内規定に準じ、指導・支援を行う
PHASE II （中期・前半期） 段階 ・被害のｴｽｶﾚｰﾄ ・手口の多様化	①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ③窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。 ④（軽い）ケガを負わされる。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。 等	
PHASE III （中期・後半期） 段階 ・指導が困難	①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 ②PHASE　I や II の段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。 ④深刻な誹謗中傷や写真をネット上に掲載される。 等	警察へ「相談・通報」
PHASE IV （末期段階） 段階 ・深刻な被害 ・被害者に事件化の意志有り	①治療を要するケガを負わされる。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 等	警察へ「通報」

１１．いじめの発見から解決まで

（１）発見の具体的手だて

①アンケート（定期的）

②教職員の気づき（朝夕ＳＨＲ・休み時間・昼休み・放課後・部活動時間等）と情報交換・共有化

③面談（三者面談・個人面談等）

④家庭の気づき（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）

⑤相談窓口の複数化（担任・学年主任・保健室・部活動顧問・教育相談担当等）

⑥生徒自身による取組（ホームルーム活動・生徒会・部活動等）

（２）発見から指導にいたる組織的対応

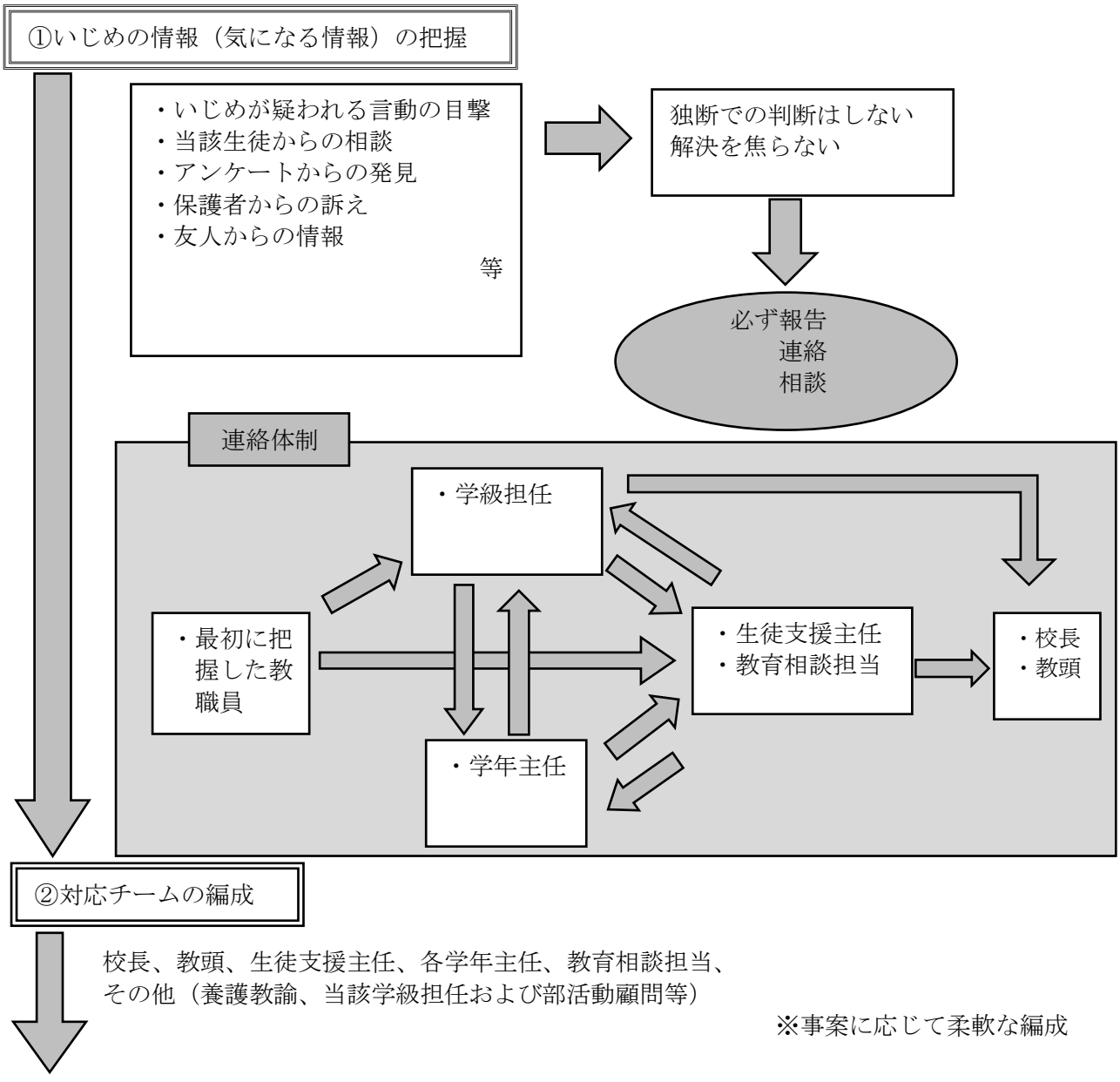

③対応方針の決定・役割分担

ア　情報の収集、整理
イ　対応方針の決定
　・緊急度の確認
　・事情を聴き取る際や指導時に留意すべき点の確認
ウ　役割分担
　・被害生徒からの聴き取りと支援担当
　・加害生徒からの聴き取りと指導担当
　・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
　・保護者への対応担当
　・関係機関への対応担当

＊常に迅速な対応を心がける。

④事実確認と支援・指導

ア　事実確認（原因究明）
いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導・支援を行えるようにする。
聴き取りは、被害生徒　→　周囲の生徒　→　加害生徒の順で行う。

（聴き取りの際の留意事項）
・複数の教職員で行う。
・先入観に陥らないよう留意する。
・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
・秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
・聴き取りを終えたら、保護者に説明する。

イ　被害生徒（いじめられた生徒）への対応
・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。
・教育相談室や保健室など、安心して相談できる居場所を用意する。

ウ　加害生徒（いじめた生徒）への対応
・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないよう指導する。
・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる。
・反省期間が終了した後も、教職員との交流の中で成長を促す。

エ　生徒全体への対応
・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、好ましい集団のあり方等を指導する。
・ホームルーム、学校の雰囲気に常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める。

オ　保護者との連携
・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。
・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことと、対応策を具体的に伝える。
・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

（3）ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や※地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、「情報モラル教育」及び「人権教育」を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※ 学習機会の確保のため、朝学の年間計画に「人権教育と SNS トラブル防止」を導入した。これは、SNS での情報発信の際の注意点やネット上に溢れている良い情報と悪い情報の取捨選択の心得などを、人権教育の観点からまとめた教材である。

※ 法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

１２．重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

①重大事態の発生

（重大事態の意味について）

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
　○生徒が自殺を企図した場合
　○身体に重大な障害を負った場合
　○金品等に重大な被害を被った場合
　○精神性の疾患を発症した場合

・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
　○年間３０日の欠席を目安とする

・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

②県教育委員会が重大事態の調査主体と判断

本校が調査主体の場合

・重大事態の調査委員会を設置
　組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成
　例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）
・事実関係を明確にするための調査を実施
・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報提供
・調査結果を県教育委員会に報告
・調査結果を踏まえた必要な措置

県教育委員会が調査主体の場合

・県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

・県教育委員会からの指導・助言

１３．年間計画

４月	・　発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修 ・　いじめ防止に関するポスター（いじめ対策委員会作成）を各 HR 教室に掲示 ・　大型連休前の全体集会で「いじめ防止対策推進法」第２条（いじめの定義）と第４条（いじめの禁止）の説明
５月	・三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト・いじめ発見シート」を配布 ・第１回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③）
６月	・第１回教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換 ・スクールロイヤーによるいじめ研修会（教職員向け） ・スクールロイヤーによるいじめ研修会（生徒向け） ・生徒会執行部といじめ対策委員会でいじめのアンケートの確認及び情報交換
７月	・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒支援部主任、生徒指導部が学級担任と連携をとって個人面談 ・学校評議委員会（いじめ防止基本方針の確認・説明） ・学校保健委員会
９月	・第２回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③）
１０月	・第２回教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換
１１月	・第３回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③） ・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒支援部主任、生徒指導部が学級担任と連携をとって個人面談
１２月	・人権講演会　　・学校評議委員会　　・学校保健委員会 ・ＳＮＳに関する講話
１月	・第４回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③）
３月	・各中学校宛に気になる生徒の情報提供依頼 ・いじめ防止対策委員会（いじめ防止基本方針の検討） ・学校保健委員会
通年	・相談窓口の開設（スクールカウンセラー相談を含む） ・学校・警察連絡協議会

※年間５回近隣中学校・高校で「連絡協議会」を開催し PTA 生活指導委員会と生徒支援担当教諭との情報交換および地域との連携
※毎月第３水曜日「中部地区生徒指導連絡協議会」にていじめに関する情報交換
※PTA 執行部会にて、いじめに関する意見交換

１４．連携機関

・嘉手納警察署　　０９８－９５６－０１１０
・那覇地方法務局　　０９８－８５４－７９５０（代表）
・嘉手納町青少年センター　　０９８－９５７－１７１７
・読谷村青少年センター　　０９８－９８２－９２３２
・コザ児童相談所　　０９８－９３７－０８５９
・沖縄県立総合教育センター（教育相談専用ダイヤル）　０９８－９３３－７５３７

１５．相談窓口（通話料は無料です！）

・２４時間子供ＳＯＳダイヤル　　０１２０－０－７８３１０（なやみいおう）
・子どもの人権１１０番　　０１２０－００７－１１０
・sorae（ソラエ）　　０９８－９４３－５３３５

※学校のこと、生活のこと、様々な悩みを抱える人を応援する相談機関です。気軽に相談してみてくださ

い。

別紙資料①

教師用「いじめ早期発見チェックリスト」（学校における生徒観察の視点）

場面等	観察の視点（変化に気づく）	
S　H　R	□遅刻・欠席が増える □表情が暗くうつむきかげん	□遅刻寸前の登校が増える □出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	□忘れ物が多くなる □机・椅子が散乱している □一人だけ遅れて教室に入る	□涙を流した気配が感じられる □周囲がざわついている □机が別の位置にある
授　業　中	□正しい返答を揶揄される □頭痛腹痛を頻繁に訴える □文字の筆圧が弱くなる ○不真面目な態度が目立つ	□ひどいあだ名で呼ばれる □グループ･班分けで孤立する □ぼんやり一人でいることが多い ○ふざけて質問をする
休　憩　時	□わけもなく階段を歩く □用もないのに職員室に来る □集中してボールを当てられる □保健室への来室が増える	□一人でいることが多い □遊びの中に入れない □トイレに行く回数が多い ○悪ふざけをすることが多い
昼　食　時	□弁当にイタズラされる □グループから外される	□弁当を隠されたり食べられたりする □好きなメニューを他人に譲る
清　掃　時	□一人で残ることが多い □清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	□目の前にゴミを捨てられる
放　課　後	□服装の汚れ・破損がある □急いで一人で帰宅する □部活動に参加しなくなる	□擦り傷や鼻血のあとがある □用もないのに教室に残る ○他の子の荷物を持っている
動作･表情等	□おどおどした感じを与える □寂しそうな表情をする □委員や係等を辞退する ○乱暴な言葉遣いをする	□視線を合わせようとしない □独り言をよく言う □手イタズラが目立つ ○反抗的態度が増える
持ち物 服装容儀等	□教科書にイタズラ書きがある □靴、体育着等が隠される ○高価な物を持ってくる	□掲示物を破られる □急に携帯電話を使わなくなる ○目立つ服装をしてくる
そ　の　他	□トイレ等に落書きを書かれる □小動物に残虐行為をする	□提出物が遅れる ○校則違反、問題行動をする

※　〇は強要によるもの

別紙資料②

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に〇印を付けて下さい。「〇印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任**又は**教育相談担当**に相談して下さい。

番号	項　　目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号　：０９８（９５６）３３３６

■学校のＦＡＸ番号：０９８（９５７）３７９８

別紙資料③－１

令和〇年度「いじめ」に関するアンケート実施要項

令和〇年〇月〇日(〇)
いじめ対策委員会

１．実施の目的

① いじめの未然防止・早期発見
② いじめ実態の把握と人権意識の啓発
③ 教育相談態勢の強化
④ 連携した指導態勢の確認
⑤ 保護者及び関係機関との連携

２．アンケート調査の方法

実施日　令和〇年〇月〇日（〇）　LHR 時 または 朝学時
アンケートに必要な時間は 10 分程度です。

※「いじめ」は絶対に許されない！という断固とした姿勢を教師が示す。
・アンケート記入の時間は正・副担任で対応お願いします。
・A, B, Cいずれかに〇を記入させる。質問項目(記述式)も記入させる。
(後に、筆跡から記入者を特定する事もできるため)
・記入後は正・副担任で回収。生徒に集めさせない。

３．アンケート確認・・・当日中にアンケート用紙のチェックをお願いします。

・ アンケートの回答でアンケート番号１～８でA(現在されている)となっているもの、
アンケート番号９で気になる記入ある用紙を先頭の方にまとめる。
・また、アンケート番号で１～８でB（見たことがある）となっているものはAの次にまとめる。
・アンケート用紙は全員分回収後、生徒支援部に提出して下さい。

４．アンケート・集計後の取り組み

・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒支援部主任、生徒支援部、各教科担当教諭が学級担任と連携をとって個人面談を実施する。

５．その他の取り組み

① 学校全体で指導する体制作り(少しでもいじめと感じることを見逃さない)
② いじめの被害(加害)生徒の継続的観察
③ アンケート結果の情報共有
④ 生徒会執行部とアンケート内容の検討

別紙資料③－２

「いじめ」に関するアンケート

令和○年○月○日(○)　○校時　実施

このアンケートは、生徒の皆さんが、安心して楽しい学校生活を送るためのものです。
皆さんの意見・情報はしっかりと対処します。ご協力をお願いします。

☆このアンケートは○○年□月～○○年[□]月 現在の期間で答えて下さい。

Q１．下にあげた項目について、自分に当てはまる欄に○をつけてください。(A、B両方に○をつけてもよい)また、記述の質問(9・10)にも正直に答えてください。

番号	A = されたことがある　B = 見たことがある　C = どちらもない	A	B	C
1	みんなの前で、又は個人的にからかわれたり、恥をかかされる			
2	無視や仲間はずれがある			
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして軽く叩かれたり、蹴られたりする			
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり蹴られたりする			
5	お金をくれと言われたり、お金を集めて来いと言われる			
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする			
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする			
8	傷つく電話やメールがきたり、ＳＮＳ上に悪口を書き込まれる			
9	他の人から嫌なことを言われたり、されていることがあれば具体的に書いてください。 （何もない人は次の文を書き写して下さい。 「あなたがそこにいるだけで　その場の空気があかるくなる　あなたがそこにただいるだけで　みんなのこころが　やすらぐ　そんなあなたにわたしもなりたい」） 差しつかえなければ　あなたの出席番号を書いてもらえますか？　＿＿＿＿番			
10	「いじめ」をなくすためには、ひとりひとりがどのような行動をとる必要がありますか？			

Q２．Q１でAを選んだ生徒は、誰かに相談しましたか？当てはまる人の番号に○をつけてください。
（複数選択可能です）

１．学級担任　２．学級担任以外の教職員（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）
３．養護教諭　４．スクールカウンセラー等の相談員
５．学校以外の相談機関（電話相談やメール等も含む）　６．保護者や家族等　７．友人